ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省

令和２年度

和歌山労働局のとりくみ

労働基準監督署・ハローワーク

～「働き方改革」を推進し
より魅力的で活力のある和歌山をめざして～

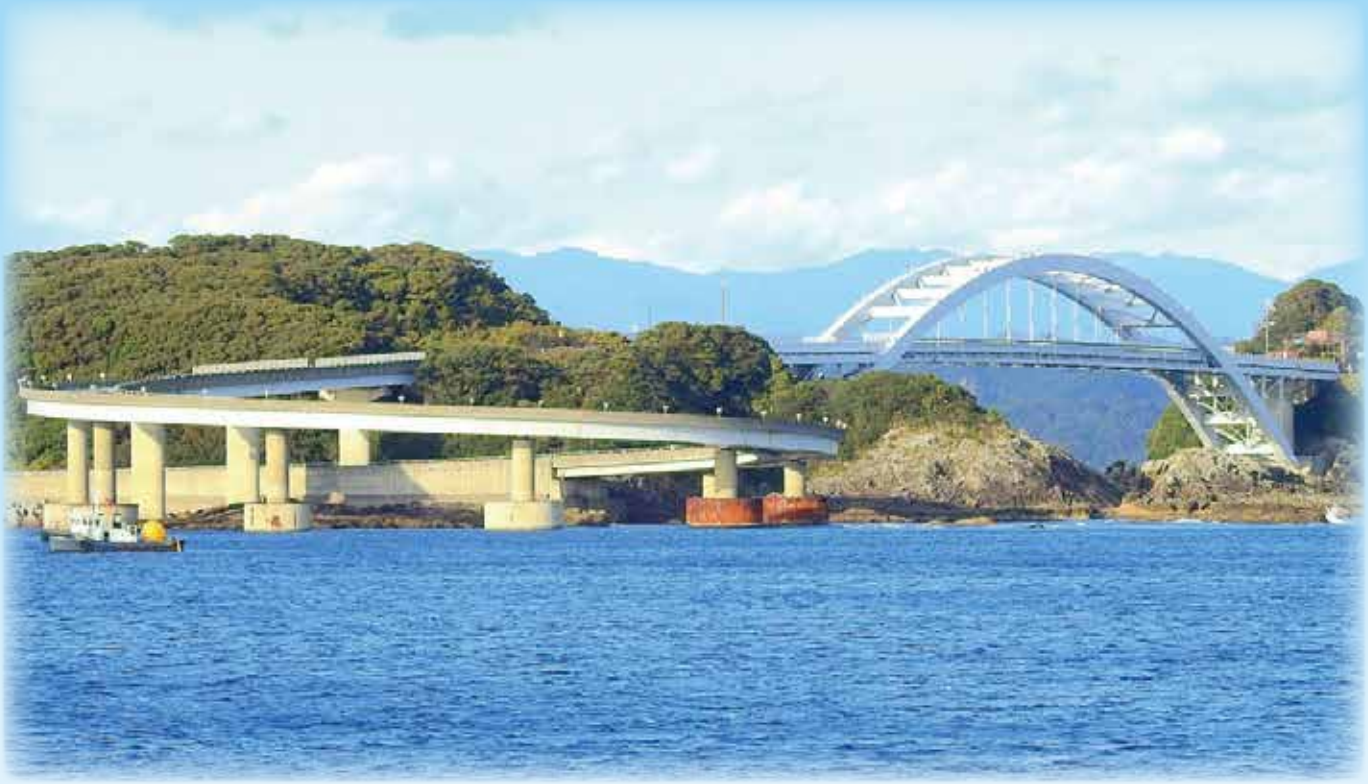

（串本町　串本大橋）

目　次

令和２年度 和歌山労働局における労働行政基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
グラフで見る和歌山県内の労働情勢 ・・・ 2
第１「働き方改革」による労働環境の整備・生産性の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　１ 働き方改革の推進 ・・ 7
　２ 長時間労働の是正 ・・ 8
　３ 労働条件の確保改善対策 ・・・ 8
　４ 最低賃金制度の適切な運営 ・・・ 9
　５ 労働者の安全と健康の確保 ・・・ 9
　６ 労災補償の迅速・適切な処理等 ・・・ １０
　７ 労働保険制度に基づくセーフティーネットの運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
　８ 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
　９ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２
　10 自治体等と連携した雇用対策 ・・ １２
第２ 人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
　１ マッチング機能の充実強化 ・・・ １３
　２ 失業なき労働移動の実現 ・・・ １４
　３ 男女均等確保対策と企業における女性の活躍推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
　４ 女性の就業希望の実現 ・・ １５
　５ 総合的ハラスメント対策の推進 ・・ １５
　６ 個別労働関係紛争の解決の促進 ・・・ １６
　７ 仕事と家庭の両立支援対策の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
　８ 障害者の就労促進 ・・ １８
　９ 高齢者の就労促進 ・・ １９
　10 若者の雇用対策の推進 ・・ ２０
　11 生活困窮者等の活躍促進 ・・ ２１
　12 ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進と職業支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
和歌山労働局の組織と主な業務内容 ・・ ２２
労働関係について相談したいとき（一覧）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３
労働基準監督署管轄区域図／公共職業安定所管轄区域図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２４
和歌山労働局の所在地 ・・ ２５
県内の労働基準監督署／県内のハローワーク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２５
その他の職業相談窓口／雇用保険電子申請のお問合せ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２６
総合労働相談コーナーご案内 ・・・ ２６

令和２年度　和歌山労働局における労働行政基本方針

労働局は、働く人々の福祉と職業の確保等を図り、経済の発展と国民生活の保障及び向上に寄与することを目的に厚生労働省の地方労働行政機関として都道府県単位に設置されています。

和歌山労働局は、利用者の立場に立った親切でわかりやすい窓口対応と事務処理の迅速化に努め、労働基準行政分野、職業安定行政分野、雇用均等行政分野及び職業能力開発行政が連携を密にして和歌山県内の総合労働行政機関としての機能を一層発揮するため、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）が一体となって、様々な施策に取り組んでいます。

【重点施策】

和歌山県内の労働者一人当たりの年間総実労働時間は全国平均を上回っており、また、年次有給休暇の取得率は低いままになっています。一方で、女性の有業率は、全国平均より低く、多くの就業希望が実現していない状況も見られます。こうした中で、少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し働き手が減りつつあります。

このような状況を改善し、地域と企業の活力を高めていくためには、和歌山の将来を担う若者を惹きつけるとともに、女性、障害者、高齢者等の多様な働き手の活躍が促進されることにより、全員参加型の社会を実現していくことが求められます。ここでは、仕事と生活の調和がとれ、人々が健康で安心して働くことができる魅力ある雇用・職場環境を実現するとともに、生産性の向上が図られるようにしていくことが重要となります。

したがいまして、和歌山労働局においては、以下の２点を令和２年度施策の柱として取り組んでまいります。

第１　「働き方改革」による労働環境の整備・生産性の向上　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

「働き方改革」を進めることは、すべての働き手が健康で安心して活き活きと働くことができる職場環境の実現につながると同時に、企業としても、人材の確保、定着率の向上、働き手の能力の発揮、労働生産性の向上などにつながり、各企業と地域全体の発展に結び付くものであり、魅力ある雇用・職場環境の実現のため「働き方改革」を総合的に推進してまいります。

第２　多様な人材の活躍促進、人材投資の強化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13

女性・男性、若者、障害者、生活困窮者など、誰もが社会の一員として、家庭や職場、そして地域で、それぞれ自分らしく活躍できるチャンスが得られるように「一億総活躍社会」の実現が求められているところであり、労働者がそれぞれの事情に応じた働き方を選択できる、魅力ある雇用・職場環境の実現のため「多様な人材の活躍促進」を総合的に推進してまいります。

グラフで見る和歌山県内の労働情勢

（図１－１）和歌山県の人口の推移

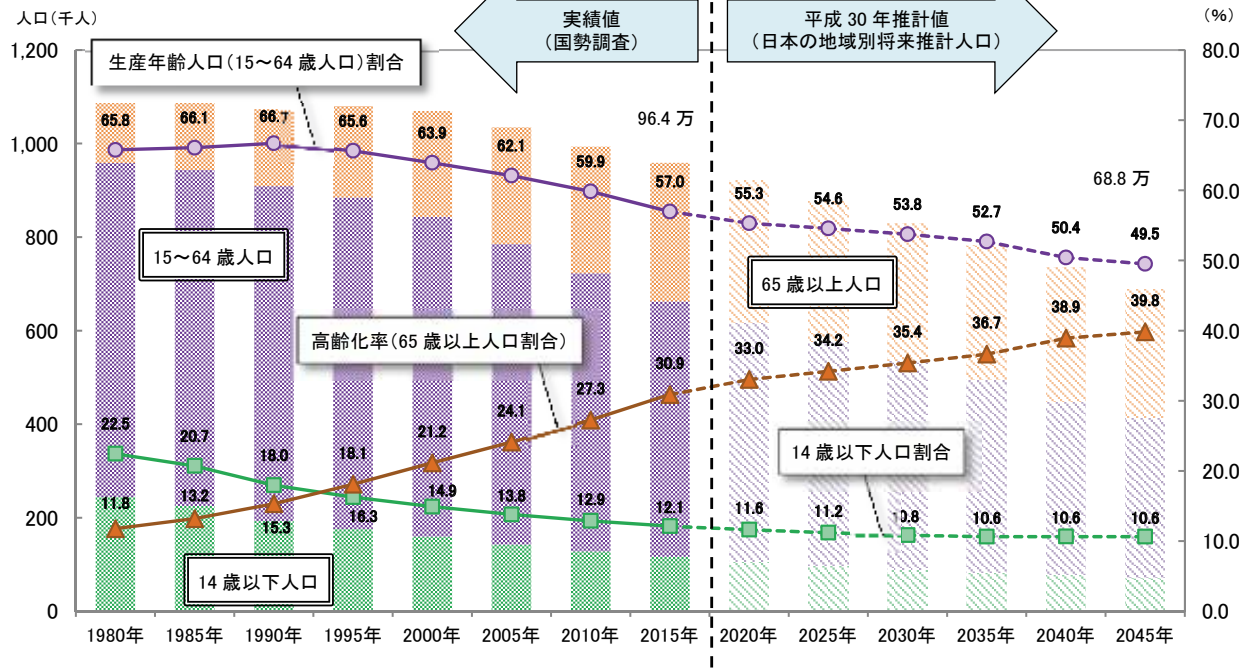

資料出所： 2015年までについては、総務省統計局「国勢調査」によるもの（各年10月1日現在人口）。2020年以降については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によるもの。

（図１－２）日本の人口の推移

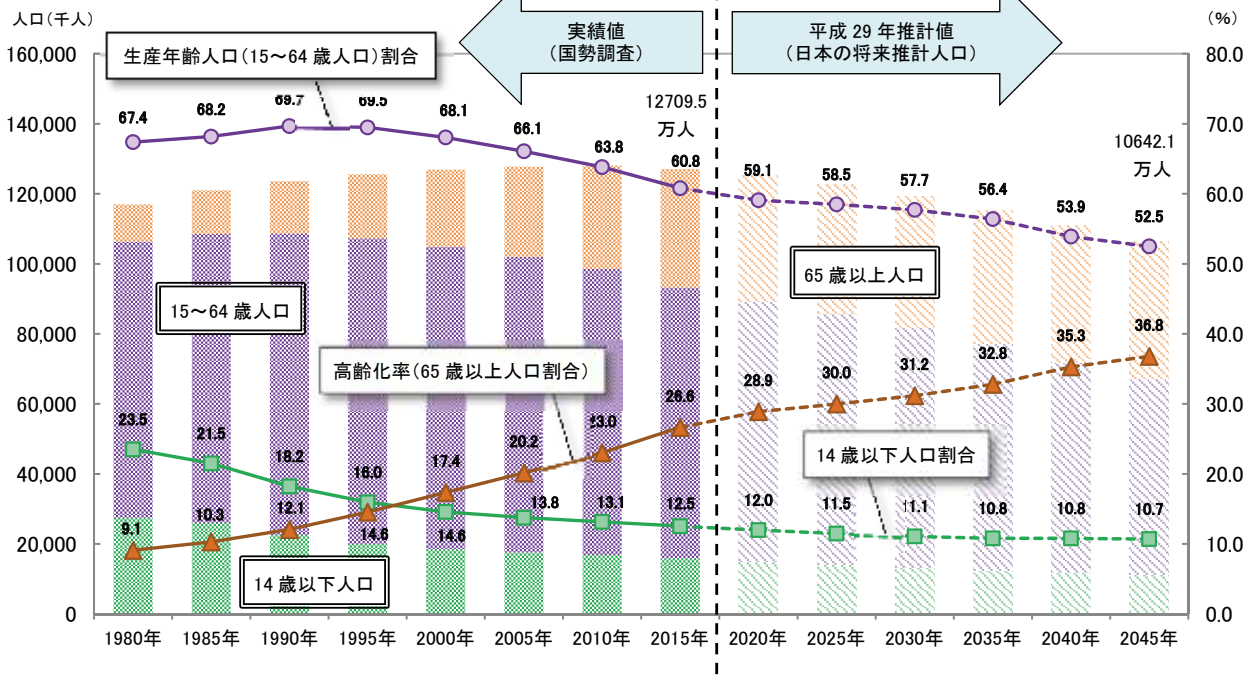

資料出所： 2015年までについては、総務省統計局「国勢調査」によるもの（各年10月1日現在人口）。2020年以降については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によるもの。

（図２－１）和歌山県の民営事業所数の推移

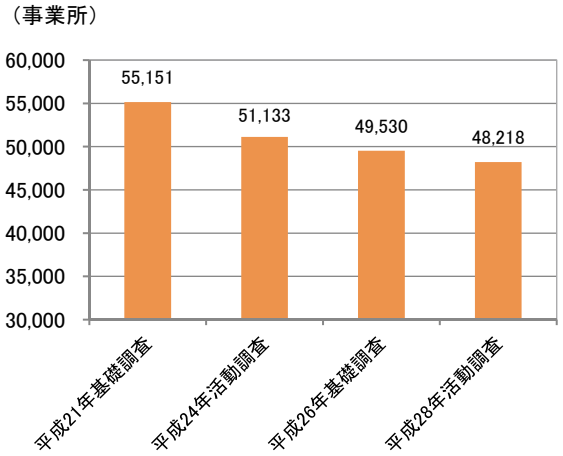

資料出所：総務省統計局「経済センサス－基礎調査」
総務省統計局「経済センサス－活動調査」

（図２－２）全国の民営事業所数の推移

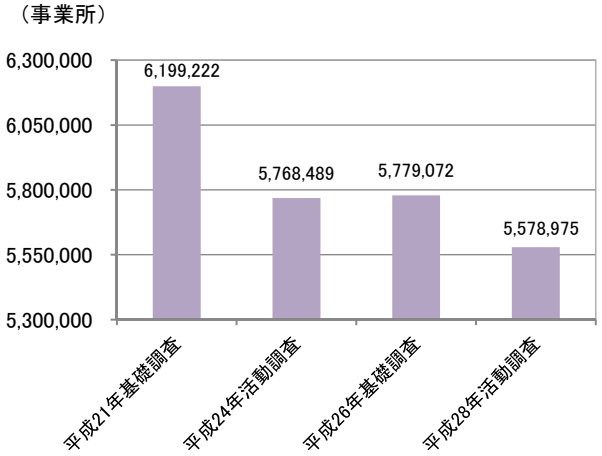

資料出所：総務省統計局「経済センサス－基礎調査」
総務省統計局「経済センサス－活動調査」

（図３）完全失業率と有効求人倍率の動向

※数値は、季節調整値。なお、季節調整値は、毎年１月分の結果の公表時に、前年 12 か月分の結果を追加して再計算される。

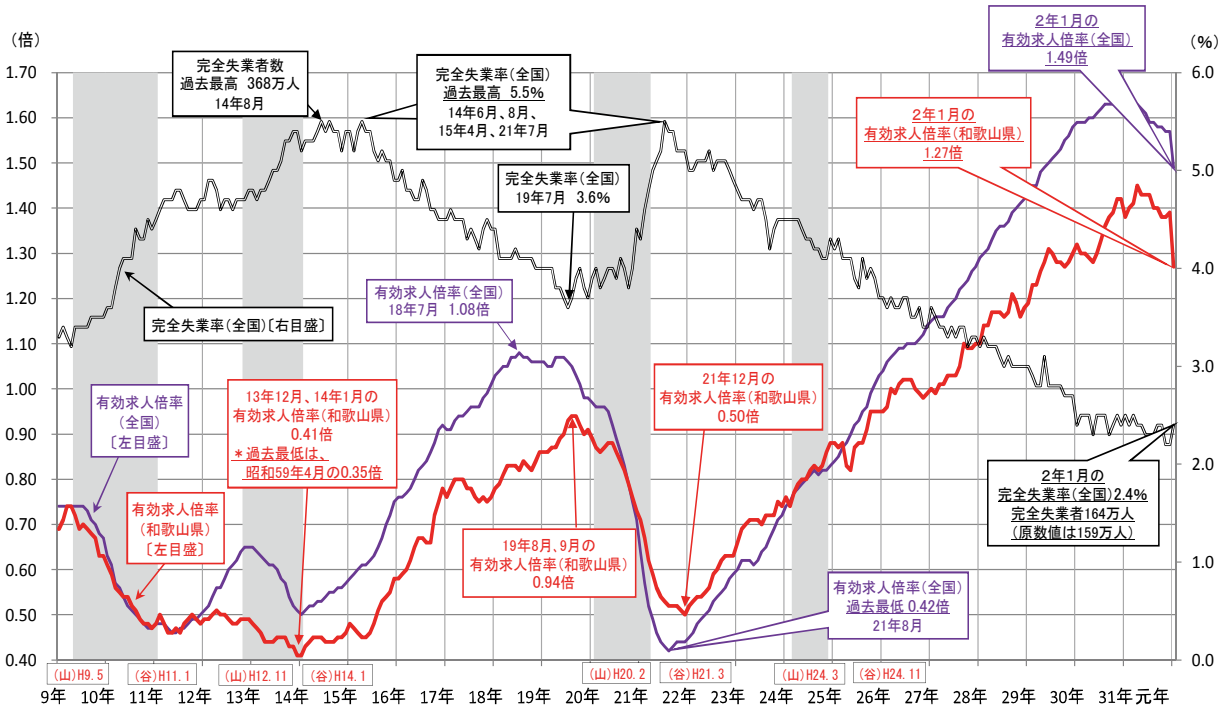

（資料出所）総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
※シャドー部分は景気後退期。
（注）平成23年３月～８月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同３県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、９月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。

（図４－１）産業別新規求人数の推移（和歌山県）＊新規学卒を除きパートタイムを含む。

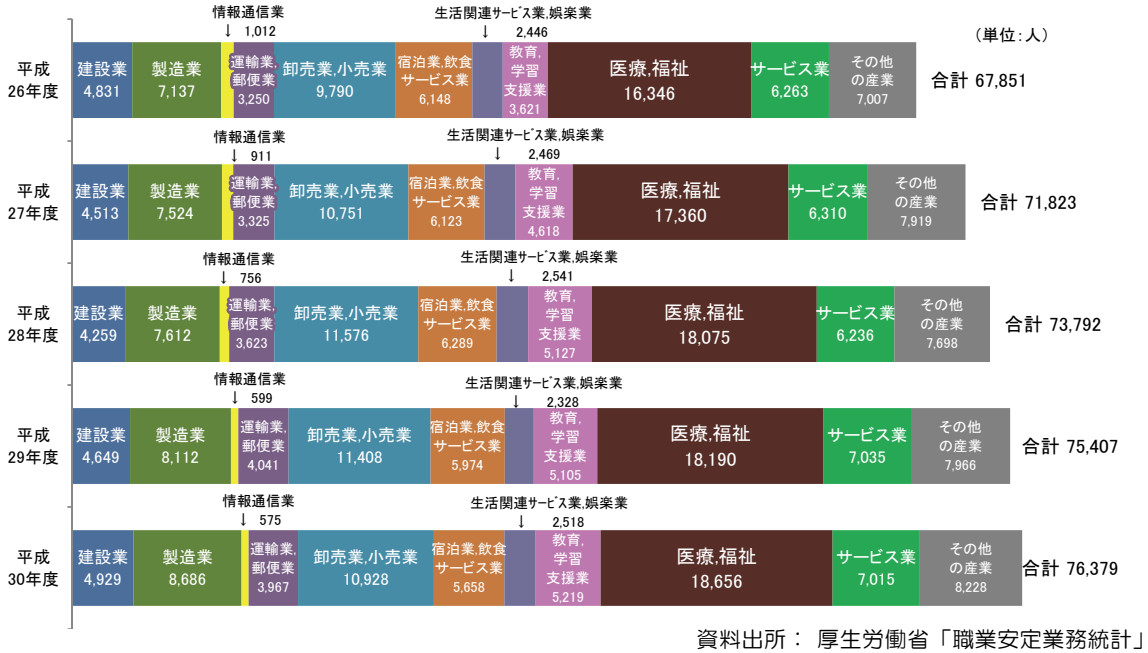

資料出所： 厚生労働省「職業安定業務統計」

（図４－２）産業別新規求人数の推移（全国）＊新規学卒を除きパートタイムを含む。

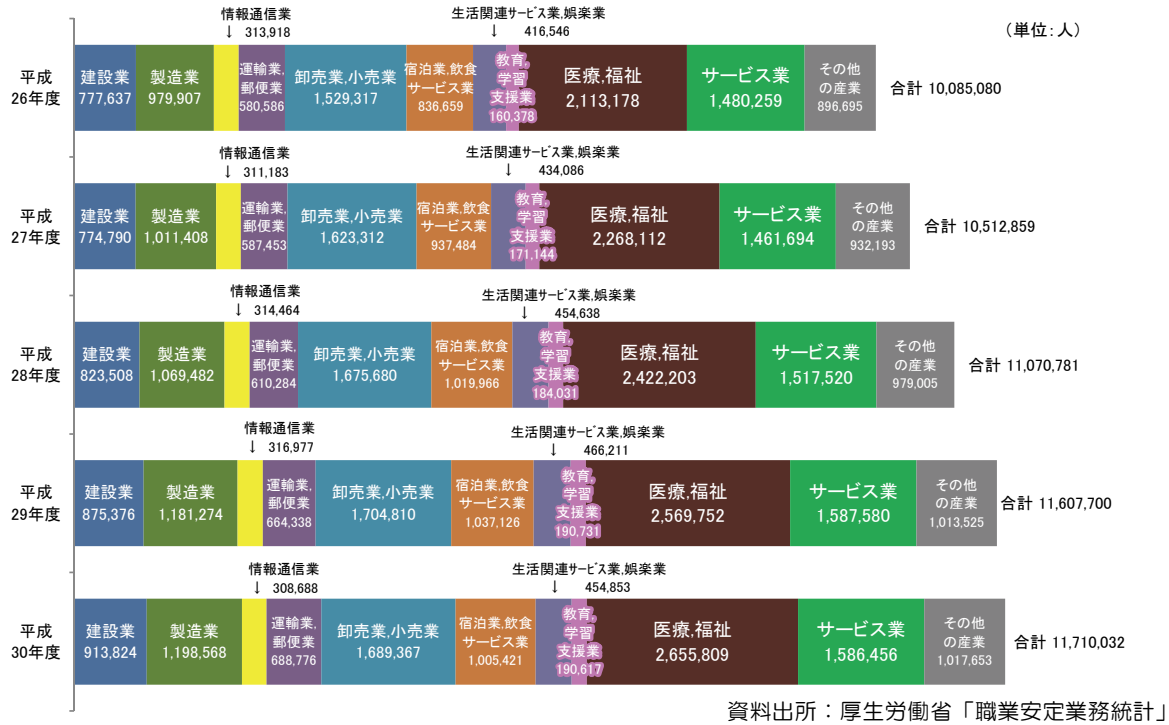

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（図５）年間総実労働時間数の推移

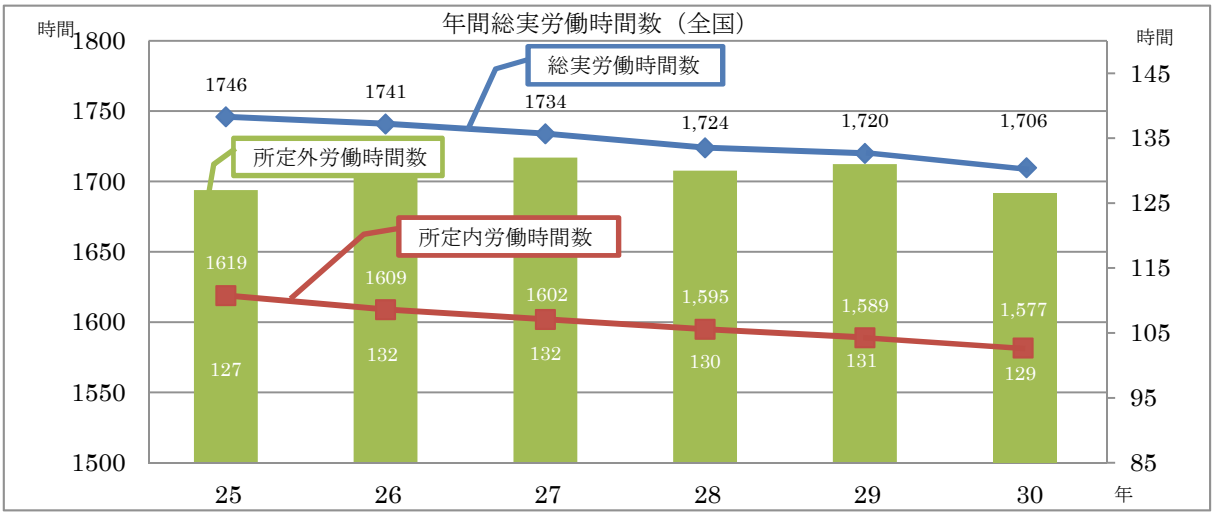

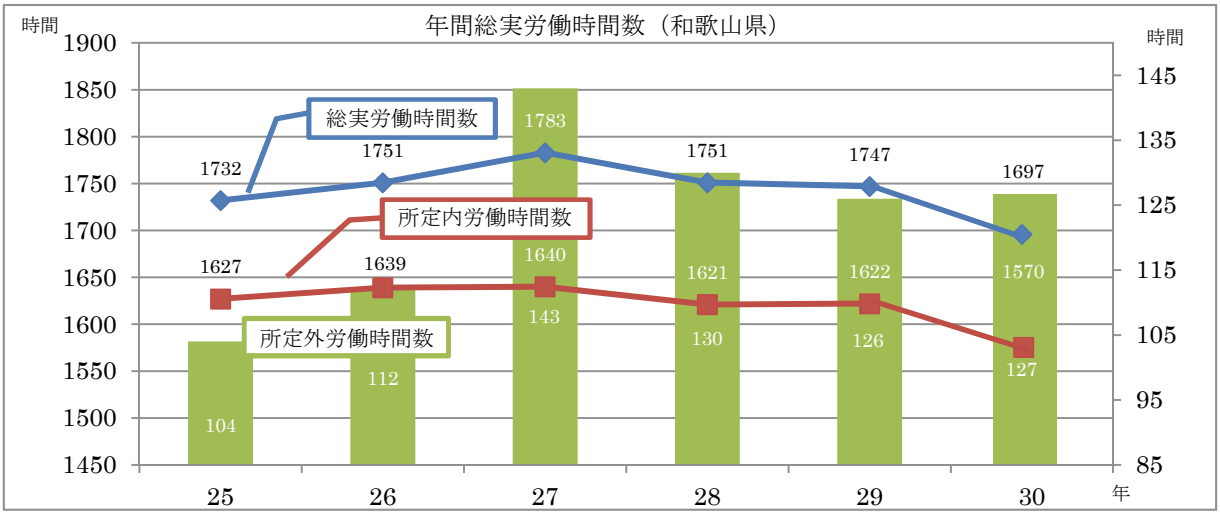

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」

（図６）月末１週間の労働時間が60 時間以上の労働者

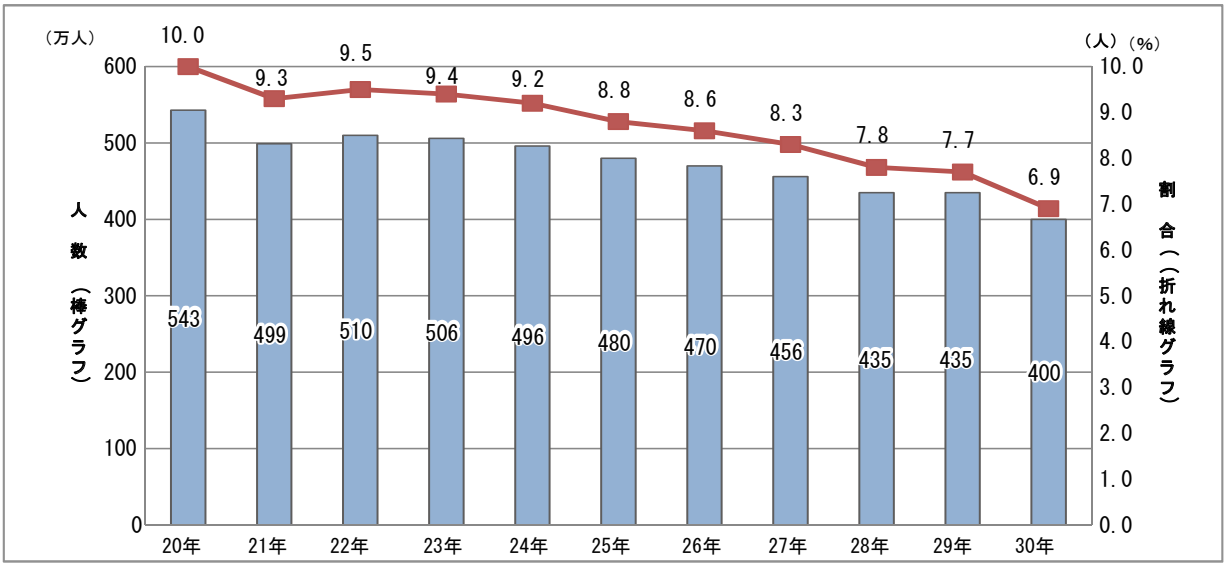

資料出所： 総務省統計局「労働力調査」

（図７）年次有給休暇の取得率

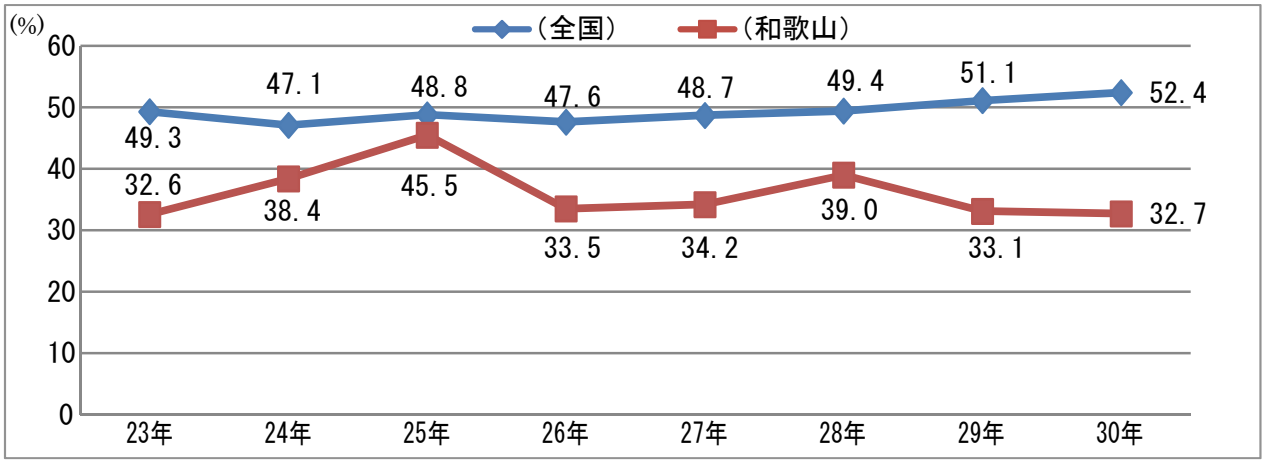

資料出所：就労条件総合調査の特別集計より厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課作成

（図８）和歌山県における労働災害による死傷者数の推移（休業４日以上の死傷者数及び死亡者数）

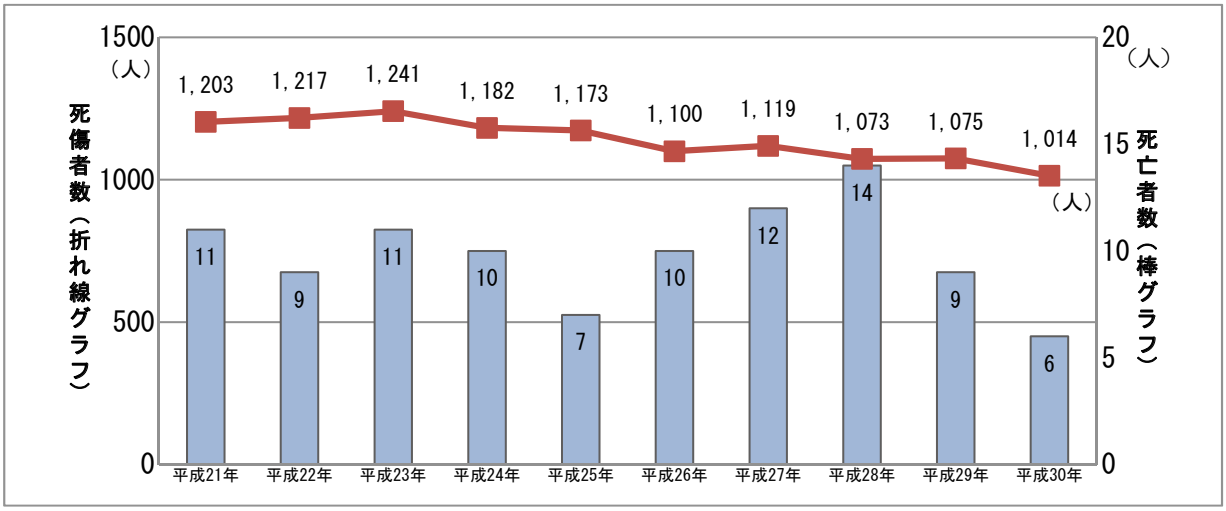

注）令和元年は1月末現在速報値である。

資料出所：労働者死傷病報告

（図９）女性の年齢階級別有業率（有業者数/総数）

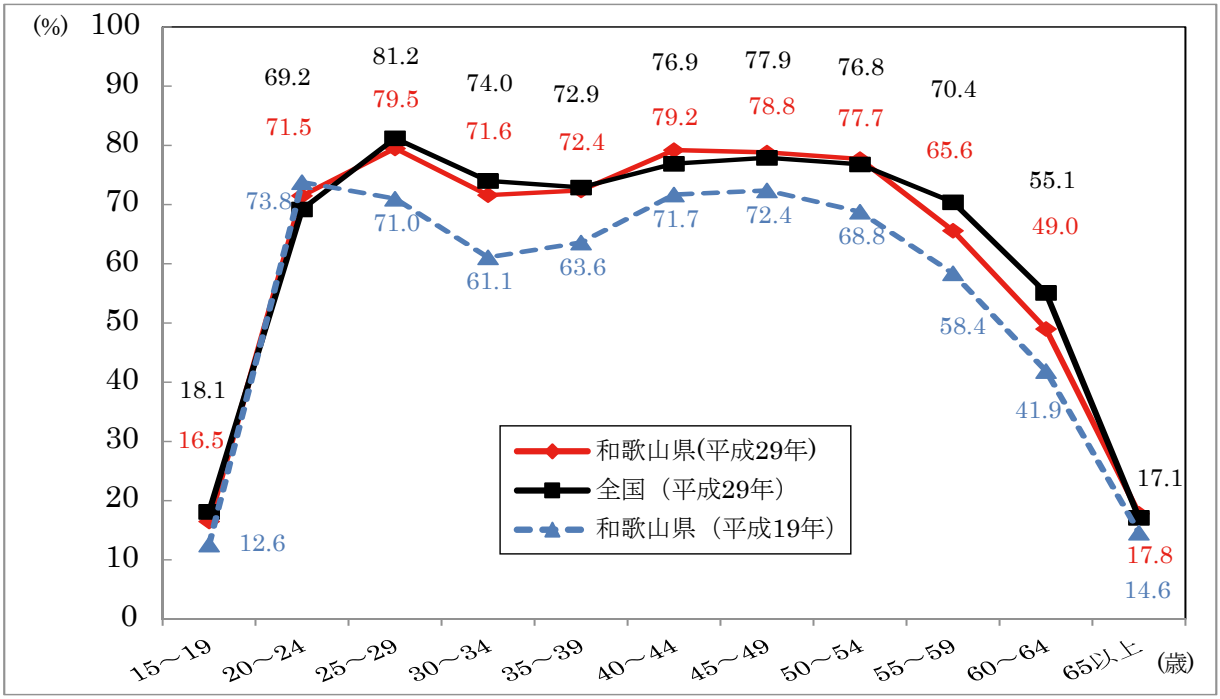

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査」

第１　「働き方改革」による労働環境の整備・生産性の向上

１　働き方改革の推進

少子高齢化や若者の県外流出により人口が減少し、働き手が減っている状況の中で、地域と企業の活力を高めていくためには、若者を惹きつけ、女性の活躍が一層促進されるような、仕事と生活の調和がとれた魅力ある雇用・職場環境を実現し、地域や企業の将来を担う人材を一人でも多く確保・定着させていくことを推進します。

「働き方改革関連法」の周知徹底を図るとともに、すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働くことができる職場環境の整備を目指します。

また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていくこととします。

（１）　働き方改革・休暇取得促進

長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、局幹部による管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを引き続き実施し、また、管内にとどまらず、先進的な取組や他の企業の模範となる取組について「働き方・休み方改善ポータルサイト」等を活用し、広く情報発信に努め、各企業における働き方改革を促進します。

（２）　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直し

年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い業種を中心に、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントなどの活用による労働時間等の設定の改善のための助言・指導等を実施します。

また、働き方改革に取り組む事業主に対して、和歌山県働き方改革推進支援センターにおいて、きめ細かい相談支援を行います。

（３）　和歌山働き方改革推進協議会の開催

和歌山県の働き方改革を推進するため、県・和歌山市・経済団体・労働者団体等の関係機関で構成する「和歌山働き方改革推進協議会」や本協議会に設置された「中小企業・小規模事業者支援部会」において、働き方改革に係る法制度や中小企業の支援策等の情報を共有し、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇確保、柔軟な働き方がしやすい労働環境の整備等、協議会構成員と連携して、県内企業の働き方改革を進めていきます。

（第１－写真１）

（第１－図１）

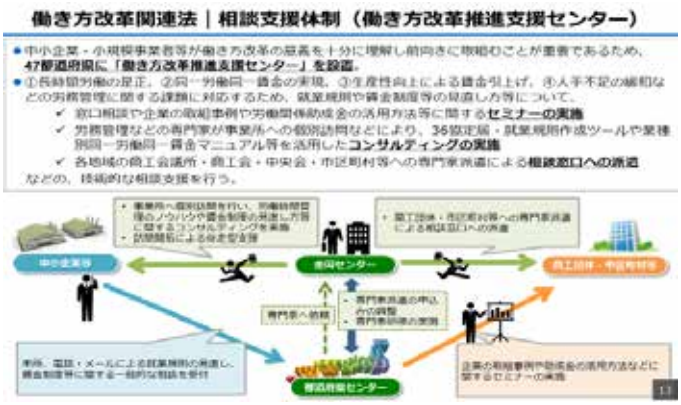

2　長時間労働の是正

（第１－図２）

（１）　過重労働解消、過労死等防止に向けた取組

働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、適正な労働時間管理及び健康管理等に係る指導を徹底します。特に、各種情報から時間外労働時間数が１か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を徹底します。

また、過労死等防止啓発月間である 11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、集中的な取組を行うとともに、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等防止に向けた周知・啓発を図ります。

（２）　長時間労働につながる取引環境の改善

大企業や親事業者の働き方改革に伴う中小企業や下請事業者への「しわ寄せ」防止に向けて、11 月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と設定して集中的な周知啓発を図るなど、長時間労働につながる取引環境の改善のための取組を進めます。

また、トラック運送業における運転手の長時間労働の是正のため、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知を図るなど、荷主と運送事業者が労働時間改善に取り組む機運を高めるための取組を行います。

3　労働条件の確保改善対策

事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立など労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、これを定着させるための監督指導を実施します。また、賃金不払残業の解消を図るため、「労働時間適正把握ガイドライン」を周知徹底するとともに、その遵守を重点とした監督指導等を実施し、重大、悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処します。

申告処理状況の推移

（第１－図３）

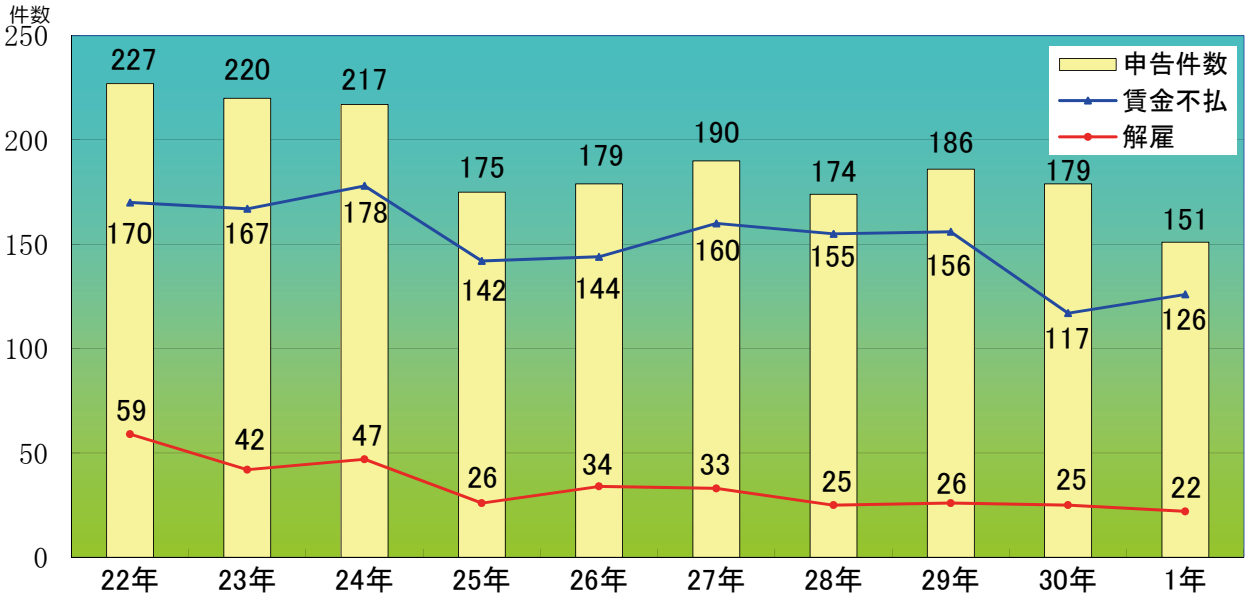

注）申告件数は、他の労働局へ事案を移送した件数を除いている。

資料出所：和歌山労働局労働基準部監督課

4　最低賃金制度の適切な運営

（第１－図４）

最低賃金制度は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして適切に機能する必要があることから、最低賃金の改定に当たっては、経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金の改定については、使用者団体、労働団体及び地方自治体等の協力を得て、周知と履行確保の徹底を図ります。

併せて、業務改善助成金をはじめとした中小企業・小規模事業者に対する支援策の積極的な周知を図ります。

最低賃金決定状況

（第１－表１）

	最低賃金額（時間額）	効力発生日
和歌山県最低賃金 和歌山県内で働くすべての労働者に適用されます。	８３０円	令和１.10.1
ただし、以下の産業に従事する労働者については、該当する最低賃金が適用されます。		
和歌山県鉄鋼業最低賃金	９４８円	令和１.12.30
和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金	８５０円	令和１.12.30

5　労働者の安全と健康の確保

（１）　労働災害の防止

第 13 次労働災害防止計画の目標達成に向けて、令和２年は休業４日以上の死傷者数を前年比 9.6%以上減少させることを目標に、労働災害が増加している次の業種に対し、業種の特性に応じた労働災害防止対策を推進します。

【建設業】高所作業における墜落・転落災害の防止

【農業】果実収穫作業における墜落・転落災害の防止

【保健衛生業】介護・介助作業における腰痛防止対策の徹底

【小売業】「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の展開

また、業種横断的には、多発している転倒災害の防止を推進する「STOP ！転倒災害プロジェクト」と交通労働災害防止のための「交通労働災害防止ガイドライン」の周知徹底を図ります。

業種別・年別死傷者数（休業４日以上）

（第１－表２）

	平 成 26 年	平 成 27 年	平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 29 年	令和元年 速報値
製造業	277	276	241	276	265	218
建設業	167	166	158	130	140	143
運輸交通業	114	129	130	129	143	120
農林業	92	102	108	107	93	96
商業	139	108	109	110	151	163
保健衛生業	114	120	105	143	139	129
全業種	1,100	1,119	1,073	1,116	1,153	1,066

※令和元年速報値は令和２年１月末現在
資料出所：労働者死傷病報告

（２） 労働者の健康の確保

化学物質による健康障害防止対策に引き続き重点的に取り組むほか、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、職場における受動喫煙防止、熱中症予防等の対策を推進します。

【メンタルヘルス】
ストレスチェック制度の継続的な実施

【過重労働による健康障害の防止】
長時間労働者に対する医師による面接指導の徹底

【治療と職業生活の両立支援】
「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知・啓発
両立支援コーディネーターの養成

【化学物質対策】
特定化学物質取扱事業場に対する指導
化学物質リスクアセスメントの適正な実施

【熱中症予防】
暑さが本格化する前の時期を中心に屋外作業における予防対策の周知徹底

【職場における受動喫煙防止】
全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止対策の推進、助成金を活用した取組の促進

（第１－図５）

6 労災補償の迅速・適切な処理等

（１） 迅速・適正な労災補償業務の徹底

労災保険請求の迅速・公正な処理に努めます。
特に、社会的に大きな関心を集めている精神障害、脳・心臓疾患及び石綿関連疾患に係る労災請求事案については、進行管理を的確に行い、認定基準に基づき適正かつ迅速な事務処理に努めます。

（２） 労災レセプトのオンライン請求の促進

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求は、オンライン・電子媒体でできるようになっており、各医療機関、薬局においても電子化による診療点数の算定ができるなどのメリットがあります。このため、現在、労働局では各医療機関、薬局に対し積極的な周知、広報を行うことにより、オンライン請求の導入を進めます。

7 労働保険制度に基づくセーフティネットの運営

（１） 労働保険の適正徴収

労働保険制度の円滑な運営のためには、事業主に対して制度の理解を促すとともに、労働保険料を適正に申告・納付いただくことが重要です。
令和２年度の労働保険年度更新期間は６月１日～７月１０日であり、効果的な周知・広報を行います。

（２） 労働保険の適用促進

労働保険制度の信頼性と費用負担の公平性等を確保する観点から、関係行政機関や適正加入促進事業に係る受託団体との連携により、未手続事業の積極的な解消に努めます。

労働保険適用事業場数　（第１－表３）

（単位：事業）	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
適用事業場数	29,156	29,203	29,222	29,546	30,053	30,219
個別事業場数	14,227	14,317	14,326	14,586	14,749	14,883
委託事業場数	14,929	14,886	14,896	14,960	15,304	15,336

資料出所：和歌山労働局総務部労働保険徴収室

労働保険料収納状況　（第１－図６）

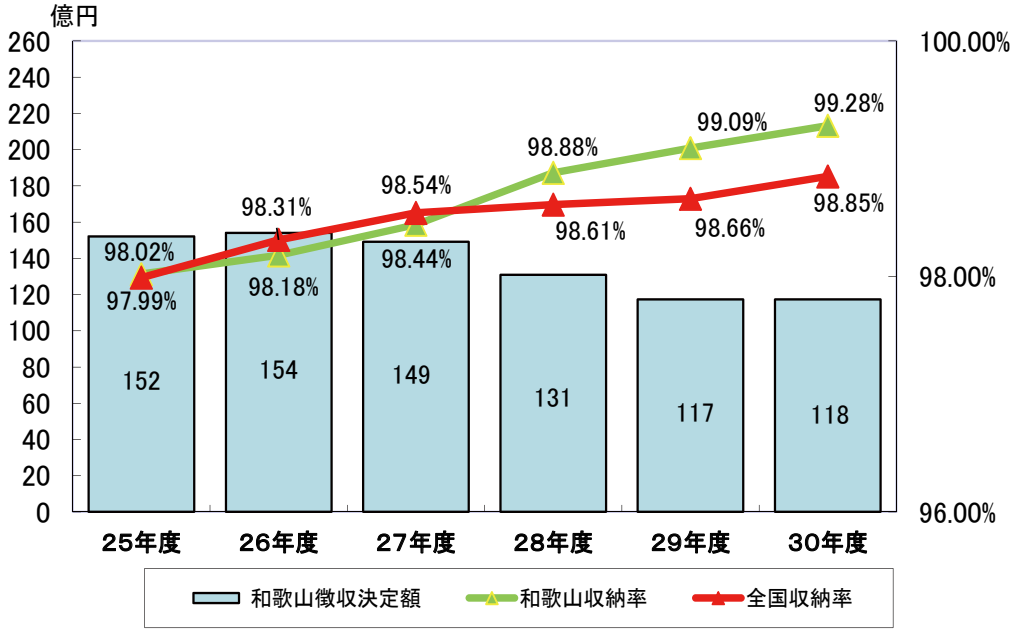

資料出所：和歌山労働局総務部労働保険徴収室

8　非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善の推進

（１）　非正規雇用対策の推進

ハローワークでは、正社員としての就職に結びつくよう担当者制による職業相談・職業紹介を始め、キャリア･コンサルティング、職業訓練の受講相談、就職支援セミナー、住居･生活相談など、きめ細かな支援を行います。

また、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等に対し、キャリアアップ助成金を活用して、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、企業内でのキャリアアップを推進します。

（２）　就職氷河期世代に対する支援

（第１－写真２）

派遣用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の方一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワーク和歌山に就職氷河期世代専門窓口「正社員チャレンジコーナー」を設置し、キャリア・コンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から定着支援まで一貫した支援を実施します。

（３）　労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護

派遣元･派遣先事業主等に対して、個別･集団指導を実施し、法令遵守の徹底を図り、労働者派遣事業の適正運営を推進します。

9　雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

令和２年４月から施行されたパートタイム･有期雇用労働法及び改正労働者派遣法及び「同一労働同一賃金ガイドライン」（指針）に沿った雇用管理を促進するため､事業主に対して「取組手順書」等による周知を図りつつ、「和歌山県働き方改革推進支援センター」による相談支援を行います。

パートタイム労働者等からの個別具体的な事案に関する相談については、丁寧に対応を行い、法違反があれば事業主へ指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

また、派遣元・派遣先事業主等に対して、派遣労働者の賃金等の待遇の決定に当たって派遣先等の労働者の待遇との均等・均衡を考慮した待遇が確保されるよう、適切に指導を行います。

10　自治体等と連携した雇用対策

和歌山県と労働局の協定に基づく「ワークプラザ河北」での一体的実施の取組や和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」での生活保護受給者に対する就職支援、「ワークサロン貴志川」における紀の川市と連携した職業紹介を推進します。

また、「和歌山県への移住・定住促進に係る連携・協力等に関する協定」に基づき、「ハローワークサロンほんまち」において､和歌山県への移住･定住希望者の就職支援のほか､若年者、新規学卒者、子育て女性の就職支援等を一体的に実施します。

さらに、岩出市、紀の川市と「「ワークプラザ紀ノ川」を活用した雇用施策の充実強化につ　いての共同宣言」に基づいた雇用施策を推進するとともに、海南市との「雇用対策協定」に基づき「ワークサロンかいなん」を運営し雇用対策を行い、地方自治体に必要な人材の還流、　確保に努めます。

（第１－写真３）

ハローワークサロンほんまち

ワークプラザ河北

ワークサロン貴志川

ワークプラザ紀ノ川

ワークサロンかいなん

第２　人材確保支援や多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

１　マッチング機能の充実強化

ハローワークの職業紹介業務について、重点的に取り組む業務や継続的な業務改善を実施していくため、数値目標を設定・管理し、マッチング機能の更なる強化に努めています。

また、良質求人の確保に努めるとともに、求人票・求職票の完全記入等、基本業務の徹底を土台に、能動的・積極的マッチングを推進します。

なお、求人受理にあたっては、求人内容の正確性、適法性の確保に努め、求人企業、求職者双方から寄せられる期待に応えられる利用者サービスを推進します。

（第２－写真１）

有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率の推移　（第２－図１）

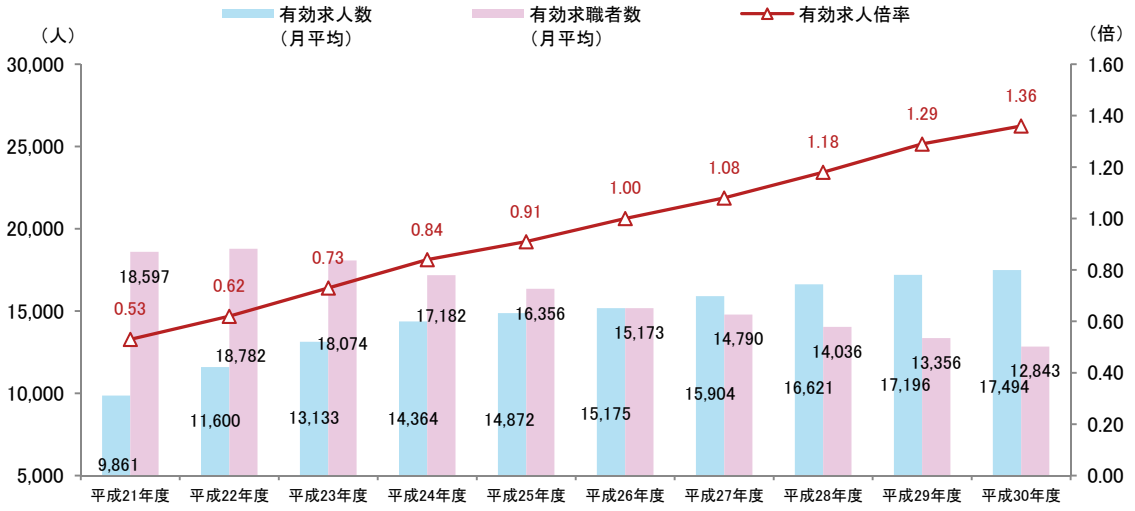

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

新規求職者数の推移　（第２－図２）

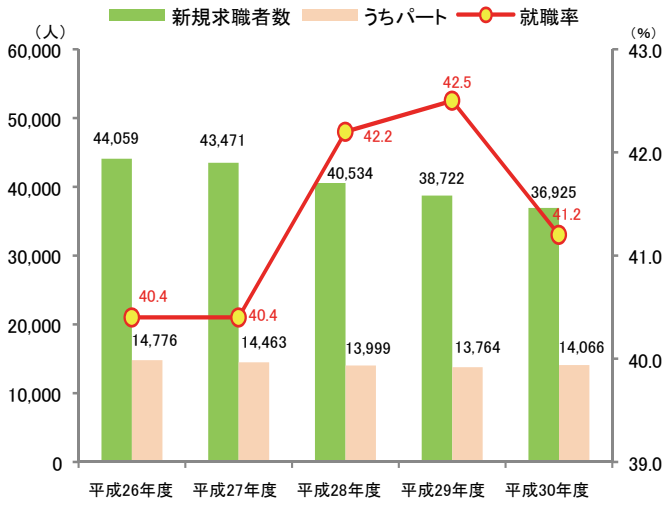

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

新規求職者数の推移　（第２－図３）

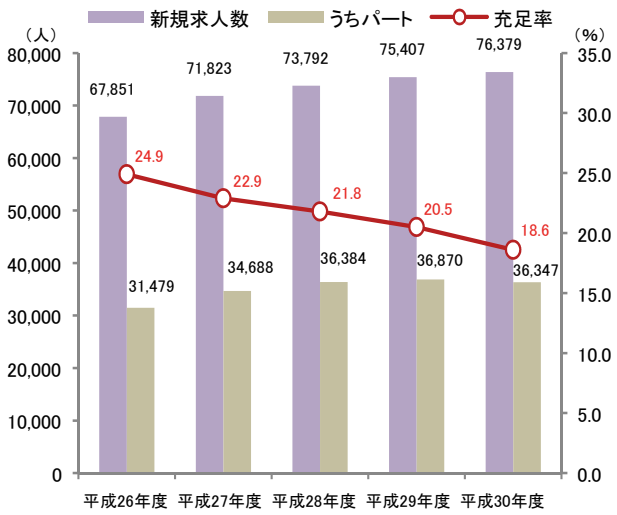

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

2　失業なき労働移動の実現

離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現するため、労働者のスキルアップやスキルチェンジを図っていきます。

・労働移動支援助成金の活用
・企業間の人材マッチングを行う産業雇用安定センターと連携した取組

3　男女均等確保対策と企業における女性の活躍推進

（１）　男女雇用機会均等法の実効性の確保

男女雇用機会均等法の周知・徹底と法の履行確保を図ります。

また、性別を理由とする差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が寄せられた場合は、相談者の立場に配慮しつつ、適切に対応し、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

（第２－図４）

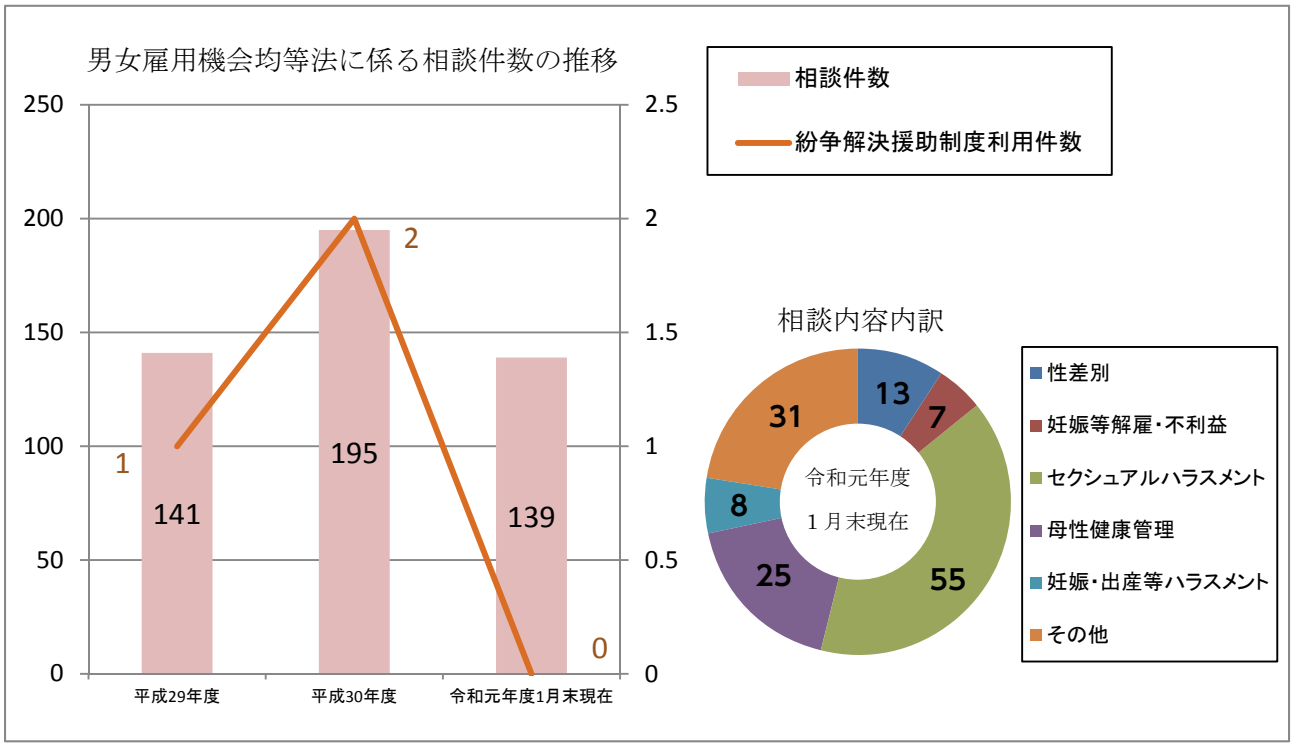

資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室調べ

（２）　女性活躍推進法の周知・実効性の確保

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出等がすでに義務付けられている 301 人以上の企業に対しては、個別訪問等による丁寧な指導を行い、法に沿った行動計画の策定・届出及び女性の職業生活における活躍に関する情報公表の徹底を図ります併せて、令和４年４月より行動計画の策定・届出等が義務付けられる 101 人以上の努力義務企業については、改正法への早期対応を促すため、説明会開催等により改正内容の周知徹底を図ります。

また、同法に基づく女性活躍推進企業（えるぼし認定）の認知度を高めるための周知広報を行うとともに、女性活躍推進企業データベースによる女性の活躍を促進する企業情報の発信や女性活躍加速化助成金の周知等を積極的に行い、女性活躍の推進に努めます。

（第２－図５）

女性活躍推進法　特例認定マーク
「プラチナえるぼし」

女性活躍推進法　認定マーク「えるぼし」

評価項目を満たす項目数に応じて３段階あります

１段階目　２段階目　３段階目

（第２－写真２）

4　女性の就業希望の実現

子育てと仕事の両立を希望する女性等に対して、キッズコーナーやベビーチェアの設置により子ども連れで来所しやすい環境を提供するとともに、地方自治体等との連携により子育て支援サービス、保育所に関する情報提供を行います。

また、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望に適合する求人開拓を実施します。

5　総合的ハラスメント対策

令和２年６月１日より施行される改正労働施策総合推進法の円滑な施行に向け、事業主に義務付けられるパワーハラスメント防止措置についての周知徹底と併せて、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントに係る一元的な防止措置が講じられるよう、的確な指導を行います。

また、総合労働相談コーナーや労働局のハラスメント相談窓口について、労使双方へ積極的な周知広報を行い、職場のハラスメントに関する労働相談に的確に対応していくとともに、12 月の「職場ハラスメント撲滅月間」において、ハラスメントの撲滅、防止に関するセミナー開催等の集中的な取組を行い、ハラスメント防止についての周知・啓発を行います。

6　個別労働関係紛争の解決の促進

解雇、労働条件の引き下げ、職場でのいじめ・嫌がらせ等の労働問題等の相談に対して、迅速、丁寧な対応と的確な処理に努めます。

また、民事上の個別労働紛争の迅速な解決に向けて、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん（弁護士や有識者からなる紛争調整委員が紛争当事者間の調整を行う等話し合いによる解決制度）を行います。

相談件数の推移　（第２－図６）

資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

平成 30 年度　個別労働紛争相談の内訳　（第２－図７）

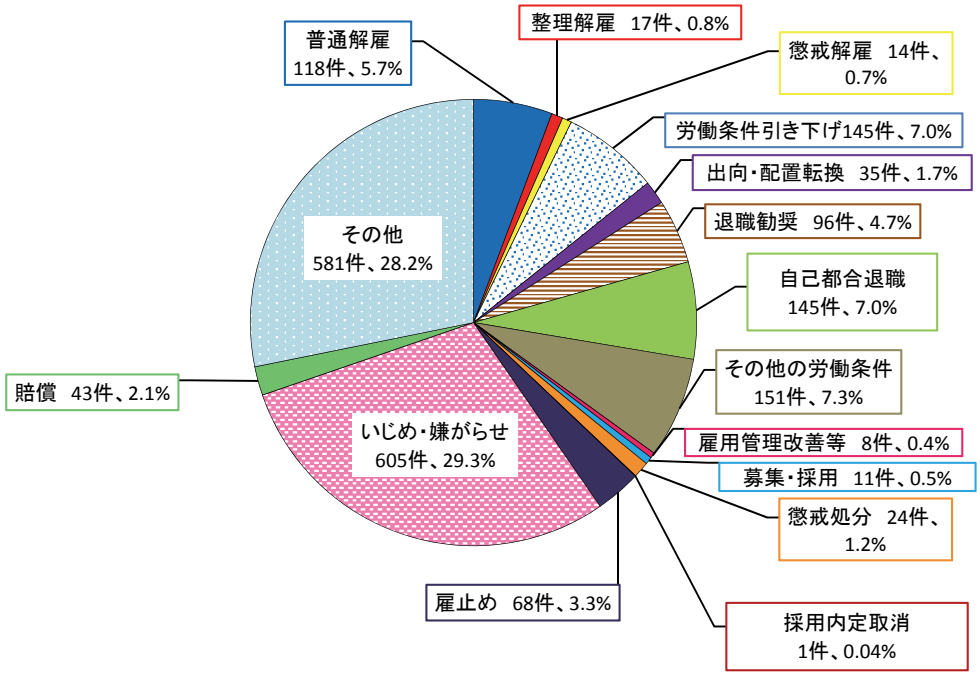

資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

7　仕事と家庭の両立支援対策の推進

（１）　育児・介護休業法の確実な履行

育児・介護休業法の周知徹底を図り、特に中小企業の事業主に対し、制度の確実な履行確保のための指導等を実施します。また、令和３年１月１日より看護休暇・介護休暇の時間単位取得が可能となることから、労働者が円滑に制度利用できるよう、労使双方に対し周知広報を行います。

育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱いに関する相談が寄せられた場合は、事業主から事情を聞き、法違反があれば指導を行うほか、労働局長の援助又は調停を行い、紛争の迅速な解決を図ります。

（２）　両立支援に取り組む事業主に対する支援

両立支援助成金を周知し、活用を促進することにより、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主を支援します。

（３）　次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出等が義務付けられています。女性の活躍・両立支援総合サイトの周知を図り、多くの企業が、次世代認定マーク「くるみん」や「プラチナくるみん」の取得を目指して取組を進めるよう､企業訪問等により周知･啓発を行います。

（第２－図８）

子育てサポート企業認定マーク
「くるみん」

子育てサポート企業特例認定マーク
「プラチナくるみん」

和歌山県における次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の届出数の推移　（第２－図９）

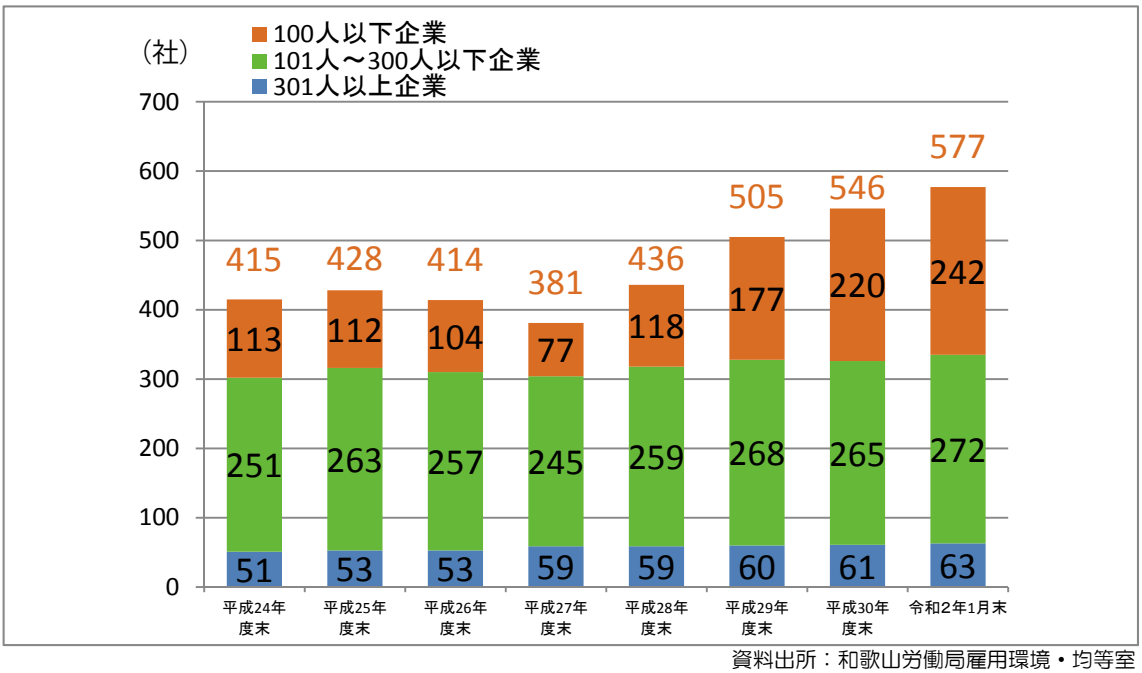

資料出所：和歌山労働局雇用環境・均等室

8　障害者の就労促進

（１）　雇用率達成指導

令和元年６月１日現在で、和歌山県内の民間企業における障害者雇用率は 2.46%（全国 2.11%）、雇用率達成企業の割合も 62.1%（全国 48.0%）でともに比較的高い水準にあります。（「令和元年障害者雇用状況報告」）。

法定雇用率未達成の企業等に対して、事業所訪問による指導などを積極的に実施するとともに、職場において、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成する講座を開催し、障害のある方に対して、カウンセリングをはじめ、職場実習の開拓、就職後のフォローアップ等一貫した支援を行います。また、障害のある方の就労パスポート（就職や職場定着に向けて働く上での障害の特性やアピールポイント、希望する配慮などを支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有するためのツール）の普及事業を展開します。

（２）　地域就労支援の強化

障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉施設等地域の関係機関と連携し、情報の共有化を図り、就職から職場定着までの「チーム支援」を実施し ます。

労働局が中心となり、職場実習先の確保、企業見学会等を行うことにより福祉、教育、医療から雇用へ移行することを推進します。

民間企業における障害者雇用率及び障害者求職登録状況の推移　（第２－図10）

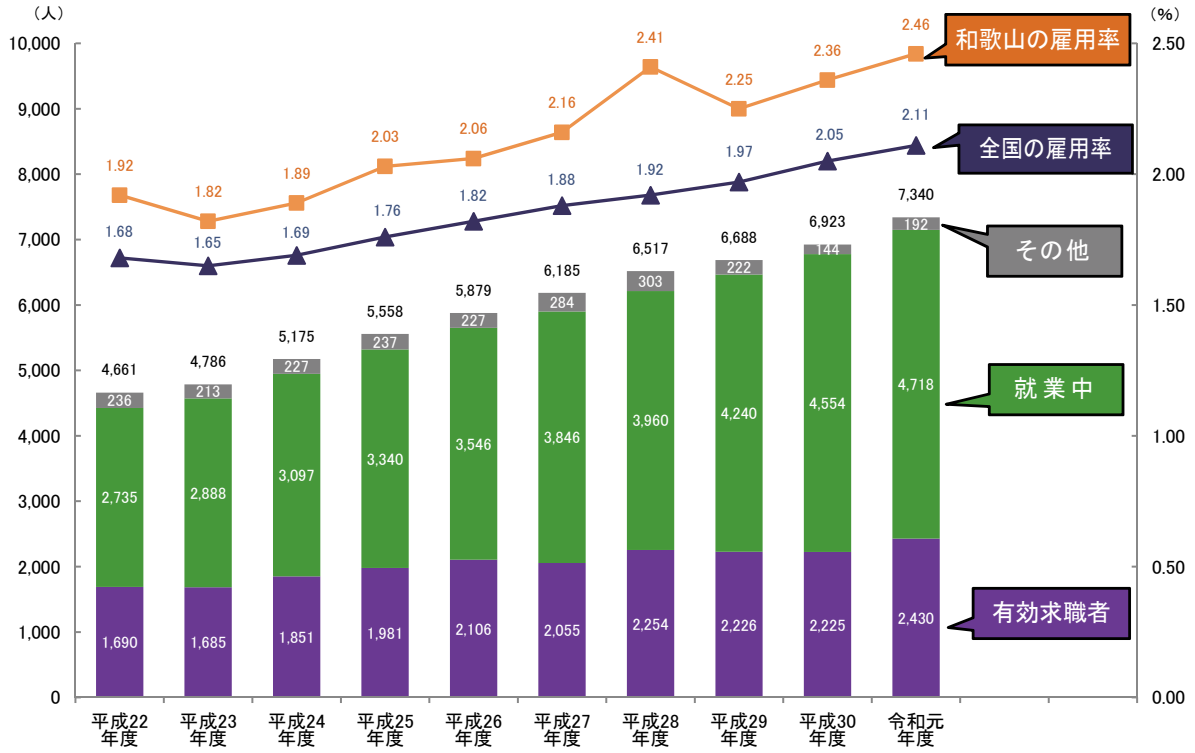

注１）　雇用率は平成24年度までは56人以上規模、25年度からは50人以上規模の事業所からの報告（各年度6月1日の状況）
注２）　登録状況は各年度末の人数（令和元年度については令和元年12月末の状況）

資料出所：　厚生労働省「障害者雇用状況報告書」、「職業安定業務統計」

9　高齢者の就労促進

（１）　高年齢者雇用確保措置の実施状況

令和元年６月１日現在で、和歌山県内の民間企業等（常時雇用する労働者が 31 人以上の事業主）における継続雇用制度導入等の高年齢者雇用確保措置の実施状況は１００．０％（全国 99.8％）、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は８１．０％（全国７８.8%）となっています（「令和元年高年齢者雇用状況報告」）。

（２）　生涯現役社会に向けた取組

企業における高年齢者の雇用が一層進むよう取り組んでいくとともに、高年齢者に対する再就職支援を充実・強化するなど、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会（「生涯現役社会」）の実現に向け環境整備を図ります。

和歌山県の高齢化と希望者全員が 65 歳まで働ける企業の割合

（第２－図１１）

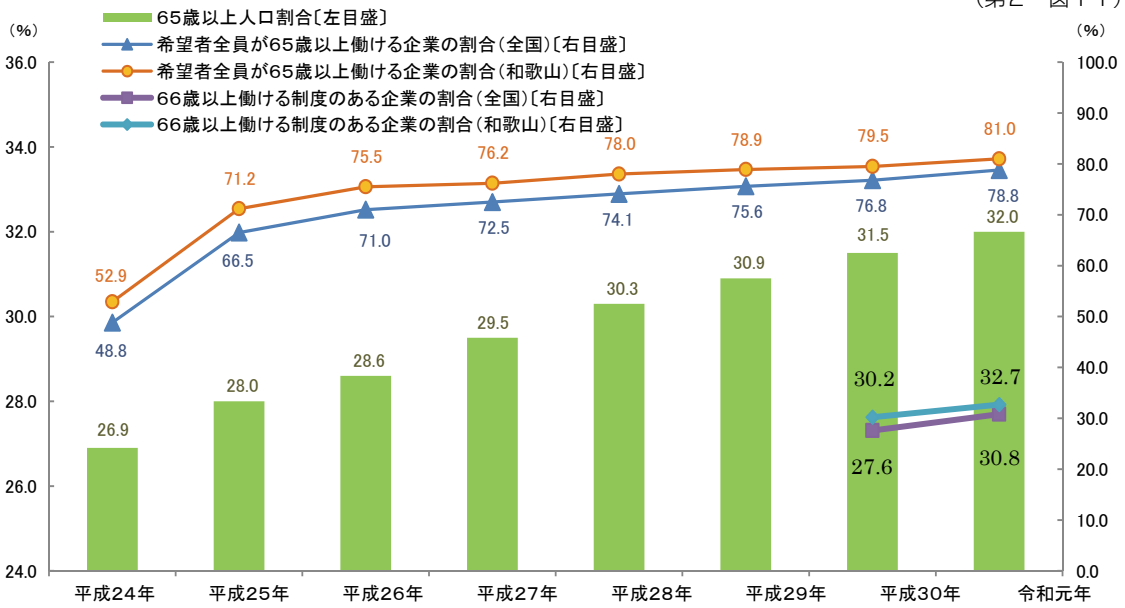

資料出所：厚生労働省「高年齢者雇用状況報告書」（調査対象は、常時雇用する労働者が 31 人以上の事業主）
和歌山県「和歌山県における高齢化の状況」

（第２－写真３）

「生涯現役支援窓口」（ハローワーク和歌山）

10　若者の雇用対策の推進

新規学卒者の就職を支援する学卒ジョブサポーター等を活用して、学卒求人の確保と学生に対する職業相談等を実施します。また、「わかやま新卒応援ハローワーク」を拠点に、大学生等を対象に大学等への出張相談や大学等の協力による未内定者の全員登録、集中支援などを実施し就職を支援します。

・大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進
・就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート
・フリーターなど若年非正規労働者に対する就職支援
・ニートの状態にある若者の自立支援

和歌山の新規高卒者の就職内定率の推移　（第２－図１２）

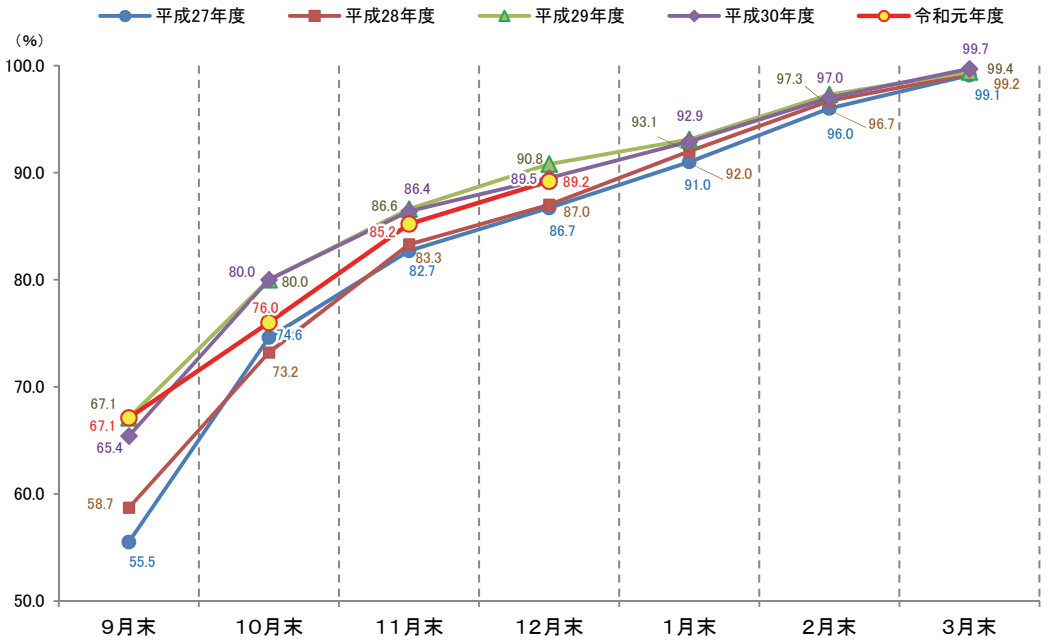

資料出所：和歌山労働局職業安定部職業安定課

（第２－図１３）

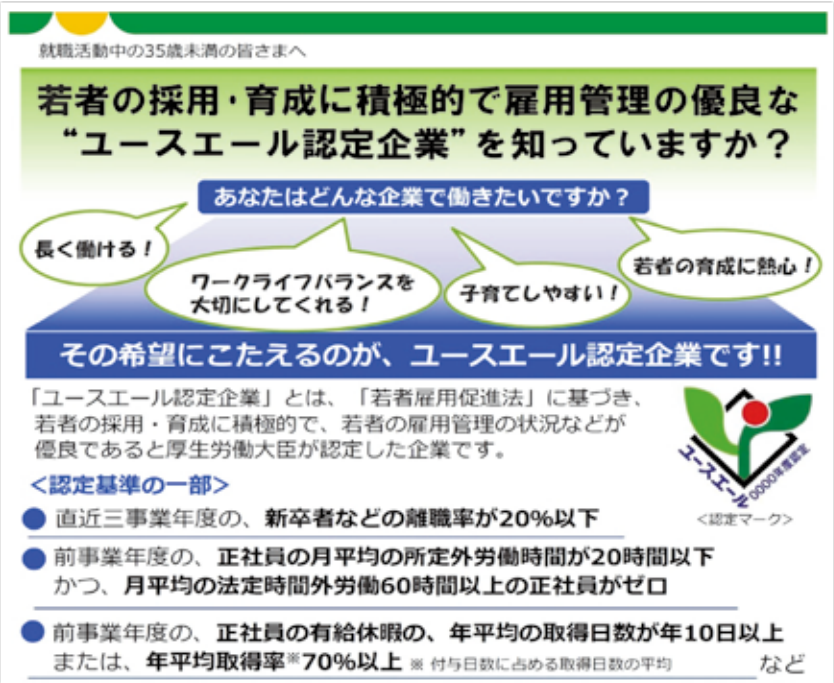

11　生活困窮者等の活躍促進

生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークの窓口における担当者制による相談支援や地方自治体へ巡回相談の実施、さらに和歌山市と労働局の協定に基づく「和歌山福祉・就労支援センター」を設置し、常設窓口によるワンストップ型の支援を行うなど、地方自治体と連携して早期の就職支援を行います。

（第２－表１）

生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況（平成31年4月～令和元12月）

区分	生活保護	児童扶養手当	住居確保給付	生活困窮者	相談段階他	計
支援対象者数	341人	280人	0人	67人	1人	688人
就職者数	185人	205人	0人	53人	1人	443人

資料出所：和歌山労働局職業安定部訓練室

12　ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進と就職支援

求職者支援訓練を通じ、求職者が新たな職業能力や技術を身につけ早期の再就職を実現するため、地域の求職者の動向や訓練ニーズにあった訓練コースを設定し、適切な受講あっせん等訓練機会の確保に努めるとともに、訓練終了後の担当者制によるきめ細かな就職支援を行います。

（第２－表２）

求職者支援訓練実施状況（平成31年4月～令和元年12月）

開講訓練コース		受講者数	定員充足率	雇用保険適用就職率
コース数	定員数			平成30年度中に修了した訓練コースの就職率
24コース	344人	199人	57.8%	58.3%

資料出所：和歌山労働局職業安定部訓練室

（第２－図１４）

和歌山労働局の組織と主な業務内容

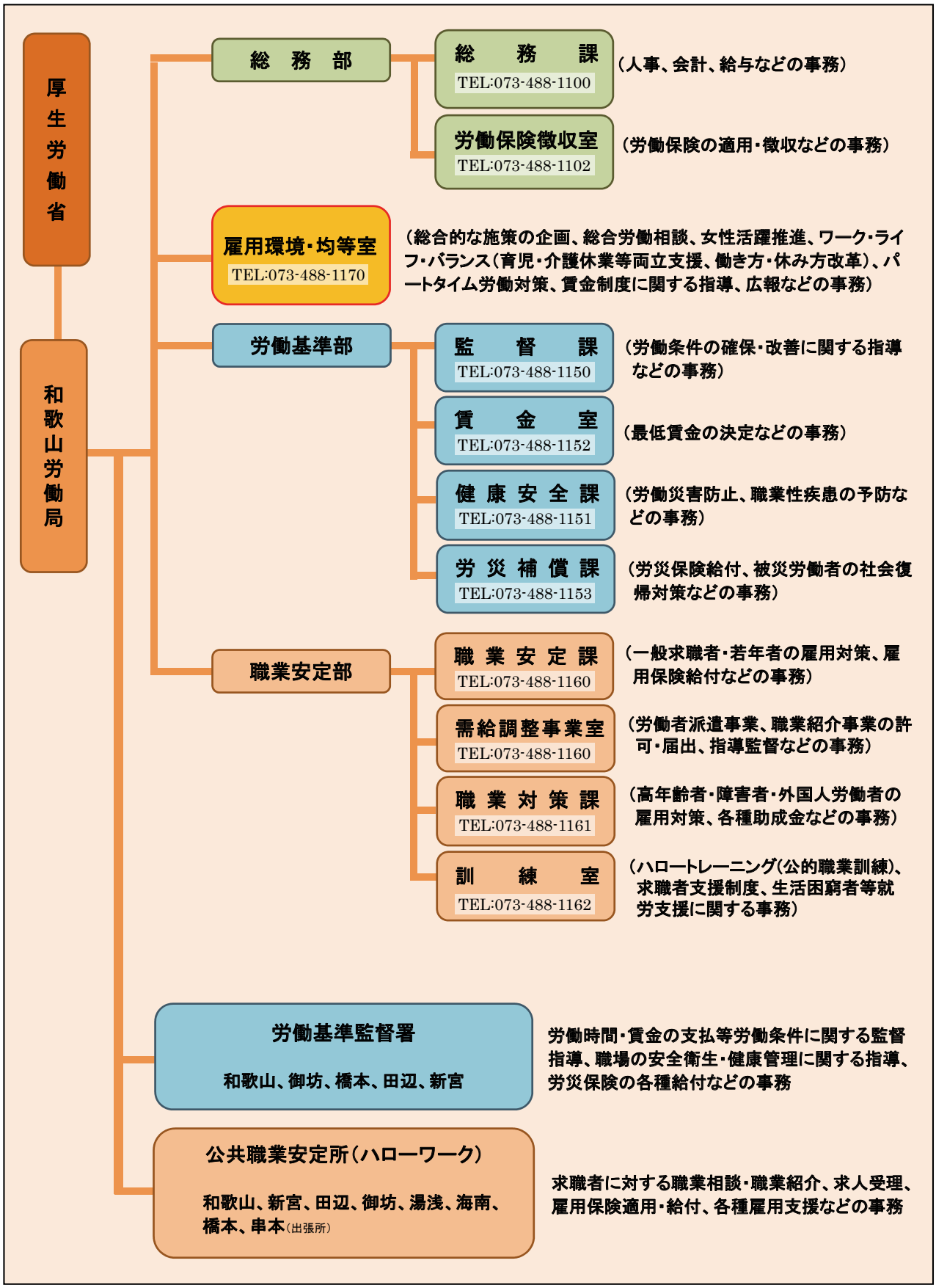

労働関係について相談したいとき（一覧）

相談の内容	相談先
○総合労働相談コーナー ・労働基準関係法令以外の解雇、労働条件変更等を巡る労働者と使用者との紛争に関する相談 ・事業主からのいじめ、嫌がらせ等に関する相談 ・その他法令、制度に関する照会など	労働局又は労働基準監督署の総合労働相談コーナー
○男女の均等取扱、パートタイム労働に関する相談 ・性別を理由とする差別に関する相談 ・セクシュアルハラスメントに関する相談 ・母性健康管理に関する相談 ・同一労働同一賃金に関する相談 ・女性活躍推進法に関する相談	労働局雇用環境・均等室
○育児・介護休業、次世代法等に関する相談 ・育児、介護休業法等に関する相談 ・妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談 ・次世代法に基づく行動計画の策定、認定などの相談	労働局雇用環境・均等室
・育児休業給付、介護休業給付などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○労働条件に関する相談 ・賃金不払、解雇、労働時間、有給休暇などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
・最低賃金などの相談	労働局賃金室
・労働時間・有給休暇・賃金・退職金制度の改善などの相談	労働局雇用環境・均等室
○労働安全、健康管理に関する相談 ・職場の安全衛生、健康管理などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局健康安全課
○労災保険に関する相談 ・労災保険の申請や給付に関する相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労災補償課
・労災保険の加入などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局労働保険徴収室
○雇用保険に関する相談 ・雇用保険の申請や給付に関する相談 ・雇用保険の加入などの相談	所轄のハローワーク又は労働局労働保険徴収室
○就職活動に関する相談 ・求職、求人に関する相談	所轄のハローワーク又は労働局職業安定課
○職業訓練に関する相談 ・職業訓練の受講などの相談	所轄のハローワーク又は労働局訓練室
○外国人の就労に関する相談 ・外国人労働者の職業相談、雇用管理などの相談	所轄のハローワーク又は労働局職業対策課
・外国人労働者の労働条件などの相談	所轄の労働基準監督署又は労働局監督課
○労働者派遣、民営職業紹介事業に関する相談 ・労働者派遣事業に関する相談 ・民営職業紹介事業に関する相談	労働局需給調整事業室

労働基準監督署管轄区域図

和歌山署
管轄区域　和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町《3市1町》
管内人口　466,090人〔令和2年1月現在〕
管内面積　476.75㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　鉄鋼、機械〔繊維機械・精密機械〕、皮革、染料、木工家具、ニット生地、漆器、和雑貨〔キッチン・バス・トイレ用品〕など

橋本署
管轄区域　橋本市・紀の川市・伊都郡《2市3町》
管内人口　142,574人〔令和2年1月現在〕
管内面積　691.64㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　パイル織維〔シール織維・寝具・インテリア用品など全国シェア90%〕、柿・みかん等の果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業　高野山霊地

御坊署
管轄区域　御坊市・有田市・有田郡・日高郡〔みなべ町を除く〕《2市8町》
管内人口　129,710人〔令和2年1月現在〕
管内面積　1,053.87㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　みかん、梅、山椒、蚊取線香、醤油、石油精製、電線製造、紀州備長炭、マージャンパイなど

田辺署
管轄区域　田辺市・日高郡のうちみなべ町・西牟婁郡《1市4町》
管内人口　121,141人〔令和2年1月現在〕
管内面積　1,579.99㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　ボタン、梅の栽培及びこれらを原料とする食料品製造業、製材、紀州備長炭
観光産業　熊野三山霊地、湯峰温泉、川湯温泉、白浜温泉、椿温泉ほか

新宮署
管轄区域　新宮市・東牟婁郡《1市4町1村》
管内人口　62,191人〔令和2年1月現在〕
管内面積　922.45㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　上質な紀州材の産地、特に遠洋漁業の基地としても有名〔鯨・マグロほか〕
観光産業　熊野三山霊地、瀞峡、勝浦温泉ほか

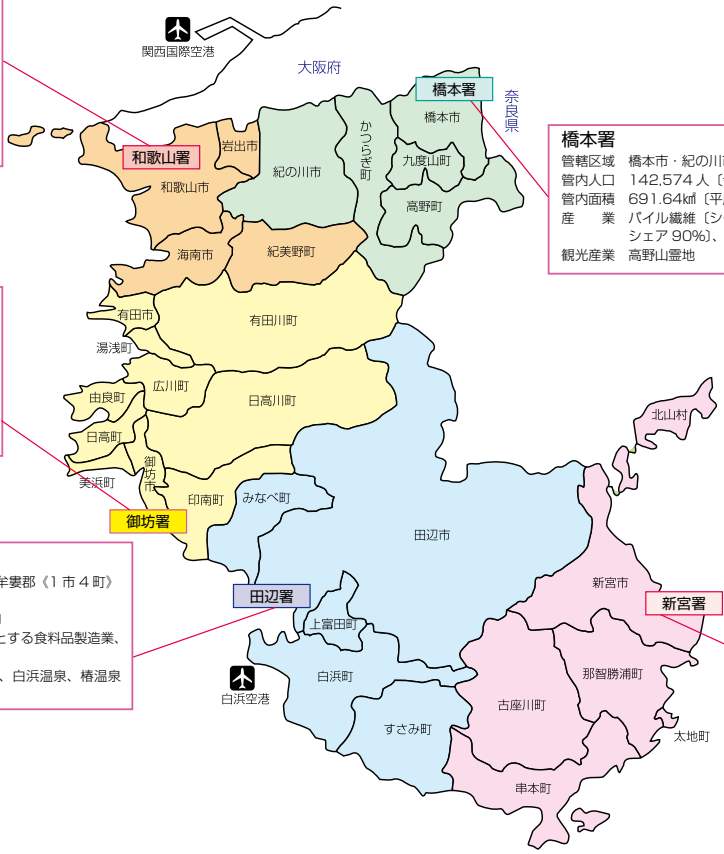

公共職業安定所管轄区域図

ハローワーク和歌山
管轄区域　和歌山市・岩出市・紀の川市《3市》
管内人口　468,145人〔令和2年1月現在〕
管内面積　475.56㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　鉄鋼、機械〔繊維機械・精密機械〕繊維、染料、製材、ニット生地、木工家具、皮革など

ハローワークかいなん
管轄区域　海南市・海草郡《1市1町》
管内人口　56,923人〔令和2年1月現在〕
管内面積　229.4㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　石油精製、和雑貨〔キッチン・バス・トイレ用品〕、木工、家具、漆器、繊維製品など

ハローワーク湯浅
管轄区域　有田市・有田郡《1市3町》
管内人口　69,747人〔令和2年1月現在〕
管内面積　474.86㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　石油精製、電線製造、蚊取線香、縫製、醤油、みかん等果樹栽培

ハローワーク御坊
管轄区域　御坊市・日高郡〔みなべ町を除く〕《1市5町》
管内人口　59,963人〔令和2年1月現在〕
管内面積　579.01㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　機械器具、金属製品、梅加工、紀州備長炭、木材・木製品製造、マージャンパイなど

ハローワーク田辺
管轄区域　田辺市〔本宮町を除く〕・西牟婁郡〔すさみ町を除く〕日高郡みなべ町《1市3町》
管内人口　114,812人〔令和2年1月現在〕
管内面積　1,201.47㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　ボタン、製材、梅の栽培及びこれを原料とする食料品製造業、紀州備長炭など
観光産業　白浜温泉、椿温泉ほか

ハローワーク橋本
管轄区域　橋本市・伊都郡《1市3町》
管内人口　83,596人〔令和2年1月現在〕
管内面積　463.43㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　パイル織物〔シール織物・寝具・インテリア用品など全国シェア90%〕、柿、みかん等果樹栽培、紀州へら竿など
観光産業　高野山霊地

ハローワーク新宮
管轄区域　新宮市・田辺市本宮町・東牟婁郡〔串本町、古座川町を除く〕《2市2町1村》
管内人口　47,329人〔令和2年1月現在〕
管内面積　696.61㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　上質な紀州材の産地であり、特に遠洋漁業の基地としても有名〔鯨・マグロほか〕
観光産業　熊野三山霊地、瀞峡、勝浦温泉、湯峰温泉、川湯温泉ほか

ハローワーク串本〈新宮所 串本出張所〉
管轄区域　西牟婁郡すさみ町・東牟婁郡串本町・古座川町《3町》
管内人口　21,191人〔令和2年1月現在〕
管内面積　604.36㎢〔平成27年国勢調査〕
産　　業　木材・木製品製造、漁業

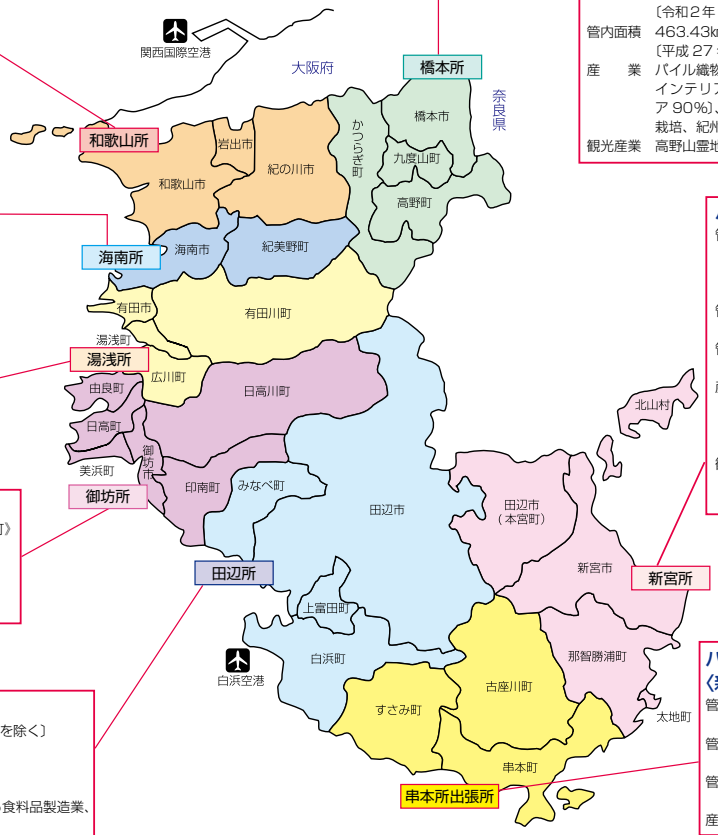

和歌山労働局の所在地

〒640-8581　和歌山市黒田二丁目３番３号
和歌山労働総合庁舎

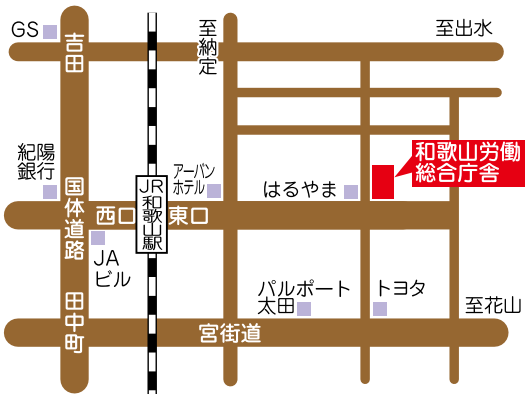

和歌山労働局ホームページアドレス
https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/

県内の労働基準監督署

和　歌　山	〒640-8582	和歌山市黒田二丁目３番３号　和歌山労働総合庁舎１階	
	方　　面		TEL：073-407-2200
	安全衛生課		TEL：073-407-2201
	労　災　課		TEL：073-407-2202
	総合労働相談コーナー		TEL：073-407-2203
御　　坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 1132	TEL：0738-22-3571
橋　　本	〒648-0072	橋本市東家６丁目９の２	TEL：0736-32-1190
田　　辺	〒646-8511	田辺市明洋二丁目 24 番１号	TEL：0739-22-4694
新　　宮	〒647-0033	新宮市清水元１丁目２番９号	TEL：0735-22-5295

県内のハローワーク

和　歌　山（マザーズコーナー）	〒640-8331	和歌山市美園町５丁目 4-7	TEL：073-425-8609
（東別館）	〒640-8331	和歌山市美園町５丁目 9-12	TEL：073-488-7810
新　　宮	〒647-0044	新宮市神倉４丁目２番４号	TEL：0735-22-6285
（串本出張所）	〒649-3503	東牟婁郡串本町串本 2000 の９	TEL：0735-62-0121
田　　辺	〒646-0027	田辺市朝日ヶ丘 24 の６	TEL：0739-22-2626
御　　坊	〒644-0011	御坊市湯川町財部 943	TEL：0738-22-3527
湯　　浅	〒643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2430 の 81	TEL：0737-63-1144
海　　南	〒642-0001	海南市船尾 186 の 85	TEL：073-483-8609
橋　　本（マザーズコーナー）	〒648-0072	橋本市東家５丁目２番２号 橋本地方合同庁舎１階	TEL：0736-33-8609

その他の職業相談窓口

ワークプラザ紀ノ川		
〒 649-6216	岩出市野上野 97	TEL：0736-61-3100
ハローワークサロンほんまち（わかやま新卒応援ハローワーク）		
〒 640-8033	和歌山市本町１丁目２２番（Wajima 本町ビル２階）	TEL：073-421-1220
ワークサロン貴志川（紀の川市ふるさとハローワーク）		
〒 640-0411	紀の川市貴志川町前田 142（市役所貴志川支所西側）	TEL：0736-65-3435
ワークプラザ河北（地域共同就職支援センター）		
〒 640-8403	和歌山市北島 37-5	TEL：073-494-3050
ワークサロンかいなん（ハローワークかいなん就職支援センター）		
〒 642-0017	海南市南赤坂 11（市役所５階）	TEL：073-488-1371

雇用保険電子申請のお問合せ

和歌山労働局　雇用保険電子申請事務センター		
〒 640-8331	和歌山市美園町５丁目 4-7（ハローワーク和歌山内）	TEL：073-488-8613

総合労働相談コーナーご案内

和歌山労働局総合労働相談コーナー	TEL：073-488-1020
和歌山総合労働相談コーナー　（和歌山労働基準監督署内）	TEL：073-407-2203
御坊総合労働相談コーナー　（御坊労働基準監督署内）	TEL：0738-22-3571
橋本総合労働相談コーナー　（橋本労働基準監督署内）	TEL：0736-32-1190
田辺総合労働相談コーナー　（田辺労働基準監督署内）	TEL：0739-22-4694
新宮総合労働相談コーナー　（新宮労働基準監督署内）	TEL：0735-22-5295

MEMO